



# みんなで作る むらのルール 自治基本条例



## 石村長・田中策定委員会委員長 対談

自治基本条例の制定に向けて、策定委員会の田中鈴子委員長と石操村長に、条例に取組む必要性や今後の行政の役割・村民はどうあるべきかなどを話し合っていたいただきました。



自治基本条例に取り組む趣旨などについてお話しください。

石村長

なぜ今、自治基本条例か。いくつか理由や背景がありますが、何と云っても大きな背景としては地方分権の進展です。つまり国から地方へ権限や責任が移譲されたものの、財源の移譲は全く不十分なことから、従来のように役場が村民の皆さんの要望を先取りして実施していくことが不可能になりました。様々な村の課題や村民の皆さんの要求に対して「あれも、これも」ではなく「あれか、これか」と村民の皆さんとともに、選択していく必要があります。

そこで、この自治基本条例は、村民の皆さんが村政に参画いただいたり、役場・議会そして村民が協働してむらづくりをすすめるためのルールを決めておこうというものです。県下では、中部の北栄町ですでに制定されており、鳥取市でも作成中ですが、本村の取り組みも、県下の先行事例になると期待しています。

田中委員長

確かにこれまで、いろいろな面で行政に任せつきりになっ

ていた部分があると思います。村民にも出来ることはあるだろうと感じています。まずは自分でできることは自分でする、という考えを村民一人ひとりが持つべきで、私自身も努めなければと考えています。

また、「村をこういう風にした、ああいう風にした」とみんなが自分のこととしてむらづくりを考えなければなりません。ただ、村民だけでは出来ないことも多くあります。行政へ

自治基本条例には、役場の役割や職員の責務なども盛り込まれる予定です。

石村長

確かにそうです。むらづくりを進める上で、様々な情報が得やすい職員は、積極的に地域に出て行ったり、村民の皆さんの活動をコーディネートしていく役割があると考えています。

ということも分かりますが、今、村長をはじめ役場の皆さんが感じていらっしゃるという危機感を村民に十分伝えるためには、情報公開はもちろんのこと、村民に見えるように働きかけることも大切だと思います。



石村長

単独村政を選択した16年以降、地域ごとのコミュニティ計画づくりを提案してきました。これは、一人でも多くの皆さんに、あらためて地域コミュニティの重要性を見直して、今後の地域の課題について話し合っていたら、そして「いっしょに」近所の底力」を発揮いただくことと進めているのですが、同時に地域の人材発掘や、村民の皆さんが村政に参画いただく場をつくらうというねらいもあります。そして、支援スタッフとしてお手伝いする職員にとっても、貴重な研修・経験の場となっております。策定委員会でもいろいろと議論されているように、このコミュニティ活動を条例にしっかりと位置づけていただければと思っています。

田中委員長

「自治基本条例を作った住民がどう変わったか」と、先日、先進地の兵庫県生野町を訪問し聞いてみました。「(市町村合併や道州制など大きな動きのなか)我が地域において、自分らの問題は自分らで克服出来る体制をつくらう」という、住民の意識に少しずつ変わって来た。また、同席いただいた職員の方

の姿勢や意欲は素晴らしいものでした。

現在、条例の前文について話し合っているのですが、むらづくりの基本理念などのほかに、地域の特徴を加えたいと考えています。ある委員から、県下唯一の村、日吉津村の特徴をブランド化できないかとの意見が出されています。チューリップ球

自治基本条例の前文には日吉津の特徴やブランド化について盛り込みたい。

石村長

本村のブランド化と言っ、すぐに思い当たるものはありませんが、小さいながら活力がある、村民みんなが様々な役割を担い地域づくりをしている、それも「ブランド」と言えるのではないのでしょうか。



根の栽培は難しくなっていると聞いているし、どうしたらよいかと。大山や日本海、日野川など雄大な自然に恵まれたところ、また、交通も比較的便利で、買い物もしやすく、住みやすいところだという意見も多く出されています。

村民による海岸清掃や子どもの見守りなど、様々なボランティア活動や、日土2の災害時の住民避難マニュアルづくりなど、総合計画の「スローガン」一人ひとりが輝き夢はぐむ村づくり」の、まさに実践例だろうと感じています。

田中委員長

また、施設を有効利用するという面で、自治会公民館をもっと活用できないでしょうか。例えば、公民館長を数名決めておいて、交代で当番をしながら、子どもたちに開放してはという意見もあります。

石村長

子どもが施設を壊したら？怪我でもしたらどうするか？という心配が先立ってしまうこともあります。地域みんなで見守る体制があれば、より素晴らしい地域になるでしょうね。

村民の皆さんには様々な形で、村政・むらづくりに参画いただく、そのことが我々行政へのチエツクにもなるし、信頼にもつながるでしょう。そのためには、村民の皆さんにしっかりと情報を提供し、ご意見もいただくか、ということも重要です。新年恒例の行政懇談会の持ち方については工夫が必要ですが、村民の皆さんにも積極的に参加いただければと思っ、地域・村民の皆さんと役場が情報を共有して、協働してむらづくりに取り組むことが、みんなの将来のための第一歩です。

自治基本条例は、そのような村民の皆さんと役場をつなぐ「参画・協働」の姿を決めていくものなのです。村民一人ひとりにいかに心をもちたいか、ともに工夫を凝らしていきたいと考えていますので、引き続きの取組みをよろしくお願ひします。

職員プロジェクトや策定委員会の現在までの協議内容をホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。担当：地域振興課